

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成21年5月29日京都市条例第 1 号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により，平成21年6月に市会議員に支給する期末手当の支給割合の限度を次のとおり引き下げることとしました。

改正前	改正後
100分の160	100分の145

この条例は，平成21年5月29日から施行することとしました。

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 1 号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第6項とし，第4項を第5項とする。

附則第3項の前の見出しを削り，同項を附則第4項とし，同項の前に見出しとして「（関係条例の一部改正）」を付する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当の特例）

3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については，同項第1号中「100分の160」とあるのは，「100分の145」とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（市会事務局総務課）